



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月23日金曜日 第612号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正……………（人事課）… 411
- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正……………（ ）… 412
- 落札者等の告示……………（原子力安全対策課）… 413
- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 413
- 施術機関の指定……………（ ）… 413
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 414
- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（子育て支援課）… 414
- 落札者等の告示……………（畜産課）… 414
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域指定……………（都市計画課）… 414
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 414
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ）… 414
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ ）… 415
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（ ）… 415
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 415
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 416
- 指定一般相談支援事業の廃止……………（ ）… 416
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 416
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 417
- 道路の供用開始（一般国道494号）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 418
- 道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 418

## 公 告

- 愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務の委託……………（原子力安全対策課）… 418

## 公安委員会規則

- 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則及び愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通指導課）… 419

## 公営企業公告

- 1.5 T超電導磁石式全身用MR装置の借入れ……………（公営企業管理局総務課）… 420

## 正 誤

- 令和7年2月14日付け第584号愛媛県選挙管理委員会告示第9号（政治団体の設立の届出）中……………（選挙管理委員会）… 421

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第453号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                |               |                | 改 正 前                                                                                                                                |               |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。 |               |                | 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。 |               |                |
| 年齢階層                                                                                                                                 | 最低限度額         | 最高限度額          | 年齢階層                                                                                                                                 | 最低限度額         | 最高限度額          |
| 20歳未満                                                                                                                                | <u>5,499円</u> | <u>13,975円</u> | 20歳未満                                                                                                                                | <u>5,263円</u> | <u>13,442円</u> |
| 20歳以上25歳未満                                                                                                                           | <u>6,143円</u> | <u>13,975円</u> | 20歳以上25歳未満                                                                                                                           | <u>5,872円</u> | <u>13,442円</u> |
| 25歳以上30歳未満                                                                                                                           | <u>6,703円</u> | <u>15,237円</u> | 25歳以上30歳未満                                                                                                                           | <u>6,380円</u> | <u>14,842円</u> |
| 30歳以上35歳未満                                                                                                                           | <u>7,023円</u> | <u>18,016円</u> | 30歳以上35歳未満                                                                                                                           | <u>6,712円</u> | <u>17,619円</u> |
| 35歳以上40歳未満                                                                                                                           | <u>7,326円</u> | <u>20,864円</u> | 35歳以上40歳未満                                                                                                                           | <u>7,078円</u> | <u>20,649円</u> |
| 40歳以上45歳未満                                                                                                                           | <u>7,576円</u> | <u>22,564円</u> | 40歳以上45歳未満                                                                                                                           | <u>7,268円</u> | <u>21,971円</u> |
| 45歳以上50歳未満                                                                                                                           | <u>7,766円</u> | <u>23,666円</u> | 45歳以上50歳未満                                                                                                                           | <u>7,433円</u> | <u>22,886円</u> |
| 50歳以上55歳未満                                                                                                                           | <u>7,711円</u> | <u>25,354円</u> | 50歳以上55歳未満                                                                                                                           | <u>7,290円</u> | <u>24,916円</u> |
| 55歳以上60歳未満                                                                                                                           | <u>7,348円</u> | <u>26,187円</u> | 55歳以上60歳未満                                                                                                                           | <u>6,975円</u> | <u>25,385円</u> |
| 60歳以上65歳未満                                                                                                                           | <u>6,192円</u> | <u>22,694円</u> | 60歳以上65歳未満                                                                                                                           | <u>5,860円</u> | <u>21,314円</u> |
| 65歳以上70歳未満                                                                                                                           | <u>4,200円</u> | <u>17,484円</u> | 65歳以上70歳未満                                                                                                                           | <u>4,060円</u> | <u>16,075円</u> |
| 70歳以上                                                                                                                                | <u>4,200円</u> | <u>13,975円</u> | 70歳以上                                                                                                                                | <u>4,060円</u> | <u>13,442円</u> |

#### ○愛媛県告示第454号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                              |                                                                 |                                                                 | 改 正 前                                                                                                              |                                                                 |                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。 |                                                                 |                                                                 | 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。 |                                                                 |                                                                 |
| 介護を要する状態の区分                                                                                                        | 介護を受けた日の区分                                                      | 金 額                                                             | 介護を要する状態の区分                                                                                                        | 介護を受けた日の区分                                                      | 金 額                                                             |
| 常時介護を要する状態                                                                                                         | 1 省略                                                            |                                                                 | 常時介護を要する状態                                                                                                         | 1 省略                                                            |                                                                 |
|                                                                                                                    | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に | 月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額） |                                                                                                                    | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に | 月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額） |

|            |                                                                                                               |                                                        |            |                                                                                                               |                                                        |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|            | っては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。))。                                                                 |                                                        |            | っては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。))。                                                                 |                                                        |
| 随時介護を要する状態 | 1 省略                                                                                                          |                                                        | 随時介護を要する状態 | 1 省略                                                                                                          |                                                        |
|            | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。))。 | 月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額) |            | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。))。 | 月額40,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額) |

○愛媛県告示第455号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量                     | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                 | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約にした理由                                                    |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|----------------|---------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 原子力防災ドローンオペレーション強化事業に係るシステム関係の維持管理業務一式 | 愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和7年3月31日      | 株式会社N T Tデータ<br>東京都江東区豊洲三丁目3番3号 | 39,270,000円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。 |

○愛媛県告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称         | 医療機関の所在地          | 指定年月日    |
|-----------------|-------------------|----------|
| みどり歯科医院         | 西条市飯岡2026番地4      | 令和7年3月1日 |
| A'sクリニック        | 今治市広紹寺町2丁目1245番地1 | 令和7年4月1日 |
| いしかわ内科・脳神経クリニック | 宇和島市和霊町1208-1     | 令和7年4月1日 |
| 医療法人補天会 光生クリニック | 今治市室屋町3丁目2番地10    | 令和7年4月1日 |

|           |                |          |
|-----------|----------------|----------|
| 西予市立野村診療所 | 西予市野村町野村9号53番地 | 令和7年4月1日 |
|-----------|----------------|----------|

○愛媛県告示第457号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 施 術 機 関<br>氏 名 | 施 術 所<br>名 称 所 在 地 |                   | 指 定<br>年 月 日 |
|----------------|--------------------|-------------------|--------------|
|                | 名                  | 所 在 地             |              |
| 宇都宮 信博         | 宇都宮針灸科院            | 西予市宇和町卯之町二丁目176-2 | 令和7年3月31日    |

○愛媛県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地         | 廃止年月日      |
|---------|------------------|------------|
| あべ歯科    | 四国中央市中曽根町5101番地1 | 令和6年12月31日 |

|             |                    |           |
|-------------|--------------------|-----------|
| 薬寿調剤薬局      | 八幡浜市保内町川之石1番耕地42番1 | 令和7年2月28日 |
| みどり歯科医院     | 西条市飯岡字岸之上3760-1    | 令和7年3月1日  |
| うつのみや歯科医院   | 八幡浜市保内町須川118番地2    | 令和7年3月31日 |
| 医療法人補天会光生病院 | 今治市室屋町三丁目2-10      | 令和7年3月31日 |

○愛媛県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中村時広

| 名称           | 住所又は事務所の所在地      | 委託した公金事務          | 指定日      | 委託をした日   | 委託期間                  |
|--------------|------------------|-------------------|----------|----------|-----------------------|
| 社会福祉法人日本保育協会 | 東京都千代田区麹町一丁目6番地2 | 保育士登録業務に係る手数料徴収事務 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

○愛媛県告示第460号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量                                        | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                  | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                             | 落札金額                                             | 契約の相手方を決定した手続    | 入札公告日     |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------|-----------|
| 豚熱生ワクチン（シード）<br>50ドーズ 予定数量 8,820本<br>20ドーズ 予定数量 1,810本 | 愛媛県農林水産部<br>農業振興局畜産課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和7年5月13日 | 松田医薬品株式会社<br>松山営業所<br>愛媛県伊予市下吾川12-21-2 | (50ドーズ1本あたり)<br>3,630円<br>(20ドーズ1本あたり)<br>1,452円 | 一般競争入札<br>[単価契約] | 令和7年3月28日 |

○愛媛県告示第461号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中村時広

（「次のとおり」は、省略し、その図面を愛媛県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所       |                            | 指定年月日     | サービスの種類 |
|--------------------|-------------------|----------------------------|-----------|---------|
|                    | 名称                | 所在地                        |           |         |
| 株式会社ツクイ            | ツクイ今治訪問看護ステーション   | 愛媛県今治市共栄町2-2-1しまなみビルディング6階 | 令和7年3月1日  | 訪問看護    |
| ケアプラス株式会社          | ケアプラスデイサービスセンター西条 | 愛媛県西条市朝日市257番地1            | 令和7年3月17日 | 通所介護    |

○愛媛県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名 称 又 は 氏 名 | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 |                            | 指 定 年 月 日 | サービスの種類  |
|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------|----------|
|                               | 名 称                       | 所 在 地                      |           |          |
| 株式会社ツクイ                       | ツクイ今治訪問看護ステーション           | 愛媛県今治市共栄町2-2-1しまなみビルディング6階 | 令和7年3月1日  | 介護予防訪問看護 |

## ○愛媛県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 指定居宅サービス事業者の<br>名 称 又 は 氏 名 | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 |                    | 廃 止 年 月 日 | サービスの種類 |
|-----------------------------|-----------------------|--------------------|-----------|---------|
|                             | 名 称                   | 所 在 地              |           |         |
| 社会福祉法人 伊予三島福祉施設協会           | 共楽園                   | 愛媛県四国中央市寒川町1792番地2 | 令和7年3月31日 | 通所介護    |

## ○愛媛県告示第465号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 |                    |        | 指定障害児通所支援の種類 | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 |                             | 指 年 月 定 日 |
|------------|-------------------------|--------------------|--------|--------------|-------------------------|-----------------------------|-----------|
|            | 氏名又は名称                  | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名 |              | 名 称                     | 所 在 地                       |           |
| 3850500434 | 株式会社青い鳥                 | 愛媛県新居浜市久保田町3-9-27  | 白石 真奈美 | 放課後等デイサービス   | 就労準備型放課後等デイサービス topa-s  | 愛媛県新居浜市大生院805-1             | 令和7年4月1日  |
| 3850500442 | 株式会社 Conne ct           | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号 | 瀬野 真 菜 | 児童発達支援       | 重心型デイ Tree ～みんなのおうち～    | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号          | 令和7年4月1日  |
| 3850500442 | 株式会社 Conne ct           | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号 | 瀬野 真 菜 | 放課後等デイサービス   | 重心型デイ Tree ～みんなのおうち～    | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号          | 令和7年4月1日  |
| 3850500442 | 株式会社 Conne ct           | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号 | 瀬野 真 菜 | 居宅訪問型児童発達支援  | 重心型デイ Tree ～みんなのおうち～    | 愛媛県新居浜市坂井町三丁目2番34号          | 令和7年4月1日  |
| 3850600432 | 株式会社鎌倉総合企画              | 香川県高松市木太町42-84-8   | 鎌倉 圭 佑 | 児童発達支援       | ナイスおおまち                 | 愛媛県西条市大町1699番3エストソレイユ紺屋町201 | 令和7年4月1日  |
| 3850600432 | 株式会社鎌倉総合企画              | 香川県高松市木太町42-84-8   | 鎌倉 圭 佑 | 放課後等デイサービス   | ナイスおおまち                 | 愛媛県西条市大町1699番3エストソレイユ紺屋町201 | 令和7年4月1日  |
| 3850600440 | 社会福祉法人あおい会              | 愛媛県西条市古川江内甲120番1   | 菅野 良 昭 | 児童発達支援       | かなで                     | 愛媛県西条市古川江内甲121番1            | 令和7年4月1日  |
| 3850600440 | 社会福祉法人あおい会              | 愛媛県西条市古川江内甲120番1   | 菅野 良 昭 | 保育所等訪問支援     | かなで                     | 愛媛県西条市古川江内甲121番1            | 令和7年4月1日  |
| 3850600457 | 学校法人 神戸学園               | 愛媛県西条市洲之内甲221      | 福家 良 弘 | 放課後等デイサービス   | 放課後等デイサービス ばずる          | 愛媛県西条市喜多川515-8              | 令和7年4月1日  |

## ○愛媛県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 |                 |        | 指定障害福祉サービスの種類 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 |                 | 指 年 月 定 日 |
|------------|---------------------------|-----------------|--------|---------------|---------------------------|-----------------|-----------|
|            | 氏名又は名称                    | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |               | 名 称                       | 所 在 地           |           |
| 3810600993 | 株式会社ワオライフサポート             | 愛媛県西条市楠甲1262番地3 | 馬場 秀 司 | 居宅介護          | ワオライフサポート                 | 愛媛県西条市楠甲1262番地3 | 令和7年4月1日  |
| 3810600993 | 株式会社ワオライフサポート             | 愛媛県西条市楠甲1262番地3 | 馬場 秀 司 | 重度訪問介護        | ワオライフサポート                 | 愛媛県西条市楠甲1262番地3 | 令和7年4月1日  |

|            |           |                      |         |                |                      |                      |              |
|------------|-----------|----------------------|---------|----------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 3811300833 | アフレル株式会社  | 愛媛県四国中央市金生町山田井818番地1 | 柴 垣 健 太 | 就労継続支援<br>(B型) | 就労継続支援Bプラス<br>ちようさめ屋 | 愛媛県四国中央市金生町山田井818番地1 | 令和7年<br>4月1日 |
| 3811300841 | 社会福祉法人えんわ | 愛媛県四国中央市三島宮川二丁目2-6   | 青 木 悠   | 生活介護           | ことな                  | 愛媛県四国中央市妻鳥町乙16番地     | 令和7年<br>4月1日 |
| 3811300841 | 社会福祉法人えんわ | 愛媛県四国中央市三島宮川二丁目2-6   | 青 木 悠   | 短期入所           | ことな                  | 愛媛県四国中央市妻鳥町乙16番地     | 令和7年<br>4月1日 |
| 3811300841 | 社会福祉法人えんわ | 愛媛県四国中央市三島宮川二丁目2-6   | 青 木 悠   | 施設入所支援         | ことな                  | 愛媛県四国中央市妻鳥町乙16番地     | 令和7年<br>4月1日 |

## ○愛媛県告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 |                 |         | 指定障害福祉サービスの種類  | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |                 | 廃 止<br>年 月 日  |
|------------|---------------------------|-----------------|---------|----------------|--------------------|-----------------|---------------|
|            | 氏名又は名称                    | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名  |                | 名 称                | 所 在 地           |               |
| 3810500623 | 合同会社プラネットワークス新居浜          | 愛媛県新居浜市中萩町5番7号  | 伊 藤 久 門 | 就労継続支援<br>(A型) | プラネットワークス新居浜       | 愛媛県新居浜市中萩町5番7号  | 令和7年<br>3月31日 |
| 3810600779 | 社会福祉法人 白鳥会                | 愛媛県西条市三芳1839番地5 | 大 野 博   | 就労定着支援         | 就労定着支援事業所はばたき      | 愛媛県西条市三芳1839番地5 | 令和7年<br>3月31日 |

## ○愛媛県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定一般相談支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 |                  |         | 指定地域相談支援の種類 | 廃止に係る指定一般相談支援事業所 |                    | 廃 止<br>年 月 日  |
|------------|-----------------------|------------------|---------|-------------|------------------|--------------------|---------------|
|            | 名 称                   | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名  |             | 名 称              | 所 在 地              |               |
| 3830600015 | 社会福祉法人あおい会            | 愛媛県西条市古川江内甲120番1 | 菅 野 良 昭 | 地域移行支援      | 相談支援センター 星の里     | 愛媛県西条市飯岡字谷坪3471番地1 | 令和7年<br>3月31日 |
| 3830600015 | 社会福祉法人あおい会            | 愛媛県西条市古川江内甲120番1 | 菅 野 良 昭 | 地域定着支援      | 相談支援センター 星の里     | 愛媛県西条市飯岡字谷坪3471番地1 | 令和7年<br>3月31日 |

## ○愛媛県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 森 本 博 富 | 松山市東山町20-37     |
| 〃     | 岡 本 英 則 | 松山市高山町8-30      |
| 〃     | 黒 田 光 正 | 松山市松ノ木1丁目10-3   |
| 〃     | 松 本 恵 生 | 松山市新浜町1107-2    |
| 〃     | 森 房 一   | 松山市新浜町14-47     |
| 〃     | 森 由美子   | 松山市新浜町12-8      |
| 〃     | 熊 田 誠 一 | 松山市梅津寺町乙56-200  |
| 〃     | 魚 住 富 彦 | 松山市高浜町5丁目1562-3 |
| 〃     | 森 茂 喜   | 松山市高浜町6丁目1681   |
| 監 事   | 矢 野 徹 朗 | 松山市松ノ木2丁目651-4  |

|   |         |               |
|---|---------|---------------|
| 〃 | 藤 原 真 二 | 松山市新浜町10-29   |
| 〃 | 森 一 成   | 松山市高浜町6丁目1733 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 山 本 直 幸 | 松山市東山町20-5      |
| 〃     | 岡 本 英 則 | 松山市高山町8-30      |
| 〃     | 黒 田 光 正 | 松山市松ノ木1丁目10-3   |
| 〃     | 松 本 恵 生 | 松山市新浜町1107-2    |
| 〃     | 森 房 一   | 松山市新浜町14-47     |
| 〃     | 熊 田 誠 一 | 松山市梅津寺町乙56-200  |
| 〃     | 魚 住 富 彦 | 松山市高浜町5丁目1562-3 |
| 〃     | 石 崎 勝 利 | 松山市高浜町6丁目1757-2 |
| 監 事   | 客 野 太 志 | 松山市新浜町5-28      |
| 〃     | 石 崎 義 典 | 松山市高浜町6丁目1747-2 |
| 〃     | 矢 野 徹 朗 | 松山市松ノ木2丁目651-4  |

○愛媛県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市北条辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

| 役員の種類 | 氏名     | 住 所          |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 篠原 武司  | 松山市北条辻77-1   |
| 〃     | 川口 清隆  | 松山市北条辻101-2  |
| 〃     | 高橋 章   | 松山市北条辻185-1  |
| 〃     | 白石 恭三  | 松山市北条辻406-2  |
| 〃     | 重岡 泰志  | 松山市北条辻476-2  |
| 〃     | 金井 栄治  | 松山市北条辻459-7  |
| 〃     | 西原 浩二  | 松山市北条辻1186   |
| 〃     | 松岡 孝廣  | 松山市北条辻1314-1 |
| 〃     | 室岡 章   | 松山市北条辻425    |
| 〃     | 重見 庄太郎 | 松山市土手内212-10 |
| 監事    | 河部 廣昭  | 松山市北条辻84     |
| 〃     | 花岡 和司  | 松山市北条辻361-2  |

退任

| 役員の種類 | 氏名     | 住 所          |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 篠原 武司  | 松山市北条辻77-1   |
| 〃     | 川口 清隆  | 松山市北条辻101-2  |
| 〃     | 高橋 章   | 松山市北条辻185-1  |
| 〃     | 白石 恭三  | 松山市北条辻406-2  |
| 〃     | 和田 壽久  | 松山市北条辻1401-2 |
| 〃     | 井上 修   | 松山市北条辻827-3  |
| 〃     | 竹田 勝則  | 松山市北条辻1077   |
| 〃     | 松岡 孝廣  | 松山市北条辻1314-1 |
| 〃     | 室岡 章   | 松山市北条辻425    |
| 〃     | 重見 庄太郎 | 松山市土手内212-10 |
| 監事    | 重松 富行  | 松山市北条辻399    |
| 〃     | 花岡 和司  | 松山市北条辻361-2  |

○愛媛県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ

○愛媛県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年5月23日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

| 検査済証の番号及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                          |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------------|
| 7中局建（開）第6号<br>令和7年5月14日 | 伊予市尾崎字天神下76番1             | 松山市空港通3丁目4番17号<br>ルミナスローズ201号<br>岡田 潤 治 彩 |

り、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月23日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

| 役員の種類 | 氏名     | 住 所            |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 高橋 和志  | 松山市堀江町甲1767番地7 |
| 〃     | 高須賀 一喜 | 松山市堀江町甲1675番地  |
| 〃     | 木田 茂   | 松山市堀江町甲1487番地  |
| 〃     | 田村 健司  | 松山市堀江町甲1375番地7 |
| 〃     | 高橋 伸治  | 松山市堀江町甲1499番地  |
| 〃     | 安井 和久  | 松山市堀江町甲843番地19 |
| 〃     | 村上 シズエ | 松山市堀江町甲1694番地  |
| 〃     | 杉田 信昭  | 松山市堀江町甲1792番地4 |
| 〃     | 小西 章夫  | 松山市堀江町甲1894番地2 |
| 〃     | 芳野 豊志  | 松山市堀江町甲2036番地  |
| 監事    | 高木 一男  | 松山市堀江町甲1450番地  |
| 〃     | 杉田 秀夫  | 松山市堀江町甲1783番地1 |
| 〃     | 石崎 英二  | 松山市堀江町甲1759番地5 |

退任

| 役員の種類 | 氏名     | 住 所            |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 高橋 伸治  | 松山市堀江町甲1499番地  |
| 〃     | 高須賀 一喜 | 松山市堀江町甲1675番地  |
| 〃     | 村上 シズエ | 松山市堀江町甲1694番地  |
| 〃     | 得松 省二  | 松山市堀江町甲1490番地  |
| 〃     | 松田 昭則  | 松山市堀江町甲1776番地  |
| 〃     | 安井 和久  | 松山市堀江町甲843番地19 |
| 〃     | 吉川 正宏  | 松山市堀江町甲1583番地  |
| 〃     | 高橋 和志  | 松山市堀江町甲1767番地7 |
| 〃     | 杉田 信昭  | 松山市堀江町甲1792番地4 |
| 〃     | 芳野 豊志  | 松山市堀江町甲2036番地  |
| 監事    | 高木 一男  | 松山市堀江町甲1450番地  |
| 〃     | 杉田 秀夫  | 松山市堀江町甲1783番地1 |
| 〃     | 石崎 英二  | 松山市堀江町甲1759番地5 |

## ○愛媛県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始の区間                             | 供用開始の日    |
|-------|------|-------------------------------------|-----------|
| 一般国道  | 494号 | 上浮穴郡久万高原町笠方2892番2から<br>同町笠方2830番3まで | 令和7年5月23日 |

## ○愛媛県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区間               | 旧・新別 | 敷地の員幅             | 延長              | 備考 |
|-------|--------|------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道    | 佐田岬三崎線 | 西宇和郡伊方町三崎4713番地先 | 旧    | メートル<br>14.8～19.4 | キロメートル<br>0.030 |    |
|       |        | 西宇和郡伊方町三崎4713番地先 | 新    | 19.4～29.7         | 0.030           |    |

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務

## (2) 委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 借入れ及び保守点検期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

## (5) システムの構成装置及び設置場所

仕様書に記載のとおり

## (6) 入札方法

入札金額は、対象機器の1か月当たりの借入れ及び保守点検費用を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 保守点検対象となっている機器について、保守点検を行った実績があること。

## 3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県 県民環境部 防災局 原子力安全対策課  
原子力防災グループ  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
電話番号 089-941-2111（代表）内線2341  
089-912-2341（ダイヤルイン）
- 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出
- 入札説明書の交付方法  
令和7年6月16日（月）午後5時15分まで上記(1)に掲げる場所で交付する。
- 開札の日時及び場所  
令和7年7月3日（木）午前10時30分  
愛媛県庁 本館2階 総務部・県民環境部会議室  
即時改札とする。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月16日（月）午後5時15分まで

## イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Ehime prefectural nuclear disaster prevention network system (communication network for emergency use) lease and maintenance outsourcing

- (2) Time limit of tender: 10:30 a.m., 3 July 2025

- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570, Japan  
TEL +81-89-941-2111 Ext. 2341

## 公安委員会規則

## ○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則及び愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月23日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

## 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則及び愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>様式第3号（第2条関係）</b><br><div>省略<br/>1 省略<br/>2 省略<br/>(1) 省略<br/>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者<br/>(3)～(6) 省略<br/>省略</div><br>注 省略 | <b>様式第3号（第2条関係）</b><br><div>省略<br/>1 省略<br/>2 省略<br/>(1) 省略<br/>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者<br/>(3)～(6) 省略<br/>省略</div><br>注 省略 |
| <b>様式第9号（第7条関係）</b>                                                                                                                                                                                      | <b>様式第9号（第7条関係）</b>                                                                                                                                                                                     |

(表) 省略  
(裏)

省略

(1)・(2) 省略

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

## 様式第14号（第12条関係）

省略

(1)・(2) 省略

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

省略

注 省略

(表) 省略  
(裏)

省略

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

## 様式第14号（第12条関係）

省略

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

省略

注 省略

(愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（令和6年公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>別記様式第4号（第5条関係）</b><br>省略<br>1 省略<br>2 1年以上の拘禁刑_____に処せられ、又は条例第4条第2号アからキまでに掲げる罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者<br>3～9 省略<br>省略 | <b>別記様式第4号（第5条関係）</b><br>省略<br>1 省略<br>2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は条例第4条第2号アからキまでに掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者<br>3～9 省略<br>省略 |

## 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月23日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

## 1 入札に付する事項

(1) 件名

1.5T超電導磁石式全身用MR装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

1.5T超電導磁石式全身用MR装置 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和8年1月1日から令和13年12月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院（愛媛県松山市春日町83番地）

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F  
電話 (089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限

令和7年7月2日（水）午前9時から同月4日（金）午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年7月4日（金）午後1時30分  
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和7年6月16日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The magnetic resonance imaging equipment, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 4 July 2025
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan.  
TEL 089-912-2794

正 誤

○正 誤

令和7年2月14日付け第584号愛媛県選挙管理委員会告示第9号（政治団体の設立の届出）中

| ページ | 箇所                   | 誤    | 正    |
|-----|----------------------|------|------|
| 76  | 表中<br>代表者欄<br>上から1段目 | 山内章正 | 伊藤良二 |